

(新) 農薬吸入毒性評価手法確立調査 135百万円(0百万円)

水・大気環境局農薬環境管理室

1. 事業概要

環境省では平成17年度から、「農薬飛散リスク評価手法等確立調査」を開始し、街路樹や公園等の市街地において使用される農薬の飛散リスクの評価・管理手法について検討しているところである。

適切な飛散リスクの評価・管理手法を確立するためには、当該事業による曝露量の評価のみならず、毒性評価の結果に基づいたリスク管理の目安となる値(指針値)を適切に設定することが重要である。

このため、市街地での使用実績の多い農薬等をモデルとして吸入毒性試験を実施するとともに毒性評価を行うことにより吸入毒性評価手法の確立を図ることとし、以下の試験等を実施する。

(1) 吸入毒性試験の実施

街路樹や公園等の市街地で使用実績の多い農薬等をモデルとして吸入毒性試験を実施する。

(2) 毒性評価の実施

毒性評価手法の検討

吸入毒性試験を実施した農薬についての指針値の設定

(3) 検討会の開催

検討会を設置し、(1)～(2)の内容について検討し、吸入毒性についてのリスク評価手法を確立する。

2. 事業計画

	H19	H20	H21
1. 吸入毒性試験			→
2. 毒性評価			→
3. 検討会の開催			→

注) 「農薬飛散リスク評価手法等確立調査」(H17～H21)と連携して事業を実施する。

3. 施策の効果

得られた成果をリスク管理マニュアルとして取りまとめることにより、農薬の大気経路による健康被害の未然防止を図ることが出来る。

また吸入毒性評価手法の確立を通じ、農薬登録段階でのリスク評価・管理措置の充実が可能となる。

# 農薬飛散リスク削減に向けた取組み

## リスク評価

### 農薬吸入毒性評価手法確立調査 (H19~H21)

～毒性評価手法の検討と毒性指針値の設定～

- (1) 吸入毒性試験の実施
- (2) 毒性指針値の設定

成果の活用

毒性試験は残留実態を踏まえて実施する必要がある

吸入毒性指針値の設定

### 農薬飛散リスク評価手法等確立調査 (H17~H21)

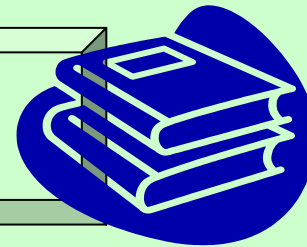
～実態把握(暴露量モニタリング・散布実態調査)～

- (1) 農薬散布実態把握
- (2) モニタリング調査
- (3) 毒性指針値を満たすあるいはよりリスクを低減するための剤型や使用方法の探索

望ましい剤型や使用方法の提言

## リスク管理

農薬散布によるリスク削減のためのマニュアルの策定



農薬散布の適正化による国民の健康保護の確保